

議案第 6 3 号

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正  
について

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正す  
る条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条中「月額6,000円」を「、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に掲げる政令で定める額」に改め、「、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」を削る。

第4条第1項及び第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。